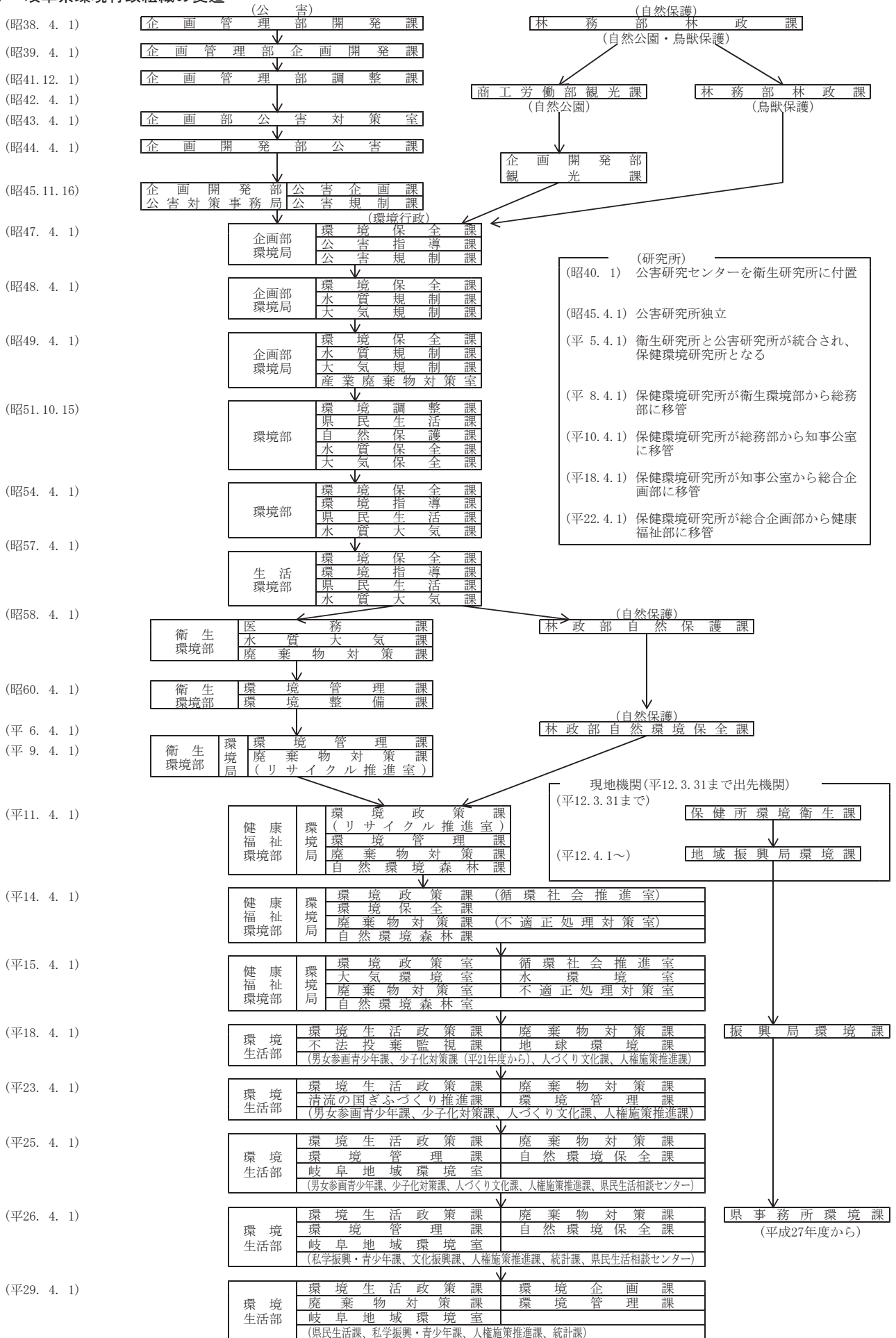


1 岐阜県環境行政組織の変遷



2 環境行政関係年表

(1) 岐阜県関係分

(平成29年度)

年 月 日	項 目
29. 6. 1	・「クールシェア」の実施（～29年9月30日）
29. 6. 21	・「夏至ライトダウン」（午後8時～10時の消灯）の実施（主唱：環境省）
29. 7. 7	・「クールアース・デー／七夕ライトダウン」（午後8時～10時の消灯）の実施（主唱：環境省）
29. 7. 7	・「白山開山1300年記念『山の日』シンポジウム in 郡上」の開催
29. 7. 8	・「白山開山1300年記念『山の日』エクスカッション」の開催
29. 7. 17	・「清流の国ぎふ上下流交流ツアー」の実施（16回 ～平成30年2月4日）
29. 7. 21	・「岐阜県自然環境保全審議会（自然保護部会）」の開催
29. 8. 4	・「ちょっとの工夫で できクール FAMILY ECO EVENT」（3回 ～平成29年8月24日）
29. 8. 10	・「岐阜県自然環境保全審議会（温泉部会）」の開催
29. 9. 4	・「岐阜県環境審議会」の開催
29. 9. 4	・「岐阜県環境審議会（大気騒音部会）」の開催
29. 10. 21	・「希少淡水魚ハリヨの保全について学ぶ」シンポジウム
29. 11. 7	・「岐阜県環境審議会（大気騒音部会）」の開催
29. 12. 1	・「ウォームシェア」の実施（～30年2月28日）
29. 12. 2	・「ぎふ清流未来の会議」の開催
30. 2. 22	・「岐阜県環境審議会」の開催
30. 2. 22	・「岐阜県環境審議会（大気騒音部会）」の開催
30. 2. 28	・「岐阜県自然環境保全審議会」の開催
30. 2. 28	・「岐阜県自然環境保全審議会（自然保護部会）」の開催
30. 2. 28	・「岐阜県自然環境保全審議会（温泉部会）」の開催

3 主要環境指標でみる岐阜県の位置

指 標	年 度	岐阜県	全 国	単 位	算 式	資 料	備 考
人口10万人当たり公害苦情件数（総数）	29	74.4	55.2		$\frac{\text{公害苦情件数}}{\text{総人口}}$	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データは28年度
人口10万人当たり公害苦情件数（大気汚染）	29	12.9	11.6		$\frac{\text{公害苦情件数}}{\text{総人口}}$	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データは28年度
人口10万人当たり公害苦情件数（水質汚濁）	29	9.5	5.1		$\frac{\text{公害苦情件数}}{\text{総人口}}$	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データは28年度
人口10万人当たり公害苦情件数（騒音）	29	9.8	12.6		$\frac{\text{公害苦情件数}}{\text{総人口}}$	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データは28年度
人口10万人当たり公害苦情件数（振動）	29	0.7	1.5		$\frac{\text{公害苦情件数}}{\text{総人口}}$	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データは28年度
人口10万人当たり公害苦情件数（悪臭）	29	9.2	7.6		$\frac{\text{公害苦情件数}}{\text{総人口}}$	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データは28年度
人口10万人当たり公害苦情件数（土壌汚染）	29	0.1	0.1		$\frac{\text{公害苦情件数}}{\text{総人口}}$	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データは28年度
面積1km ² 当たり特定事業場数（ばい煙）	29	0.177	0.232		$\frac{\text{特定事業場数}}{\text{総面積(km}^2\text{)}}$	環境省 「大気汚染防止法施行状況」	全国データは28年度
面積1km ² 当たり特定事業場数（粉じん）	29	0.025	0.027		$\frac{\text{特定事業場数}}{\text{総面積(km}^2\text{)}}$	環境省 「大気汚染防止法施行状況」	全国データは28年度
面積1km ² 当たり特定事業場数（VOC）	29	0.003	0.003		$\frac{\text{特定事業場数}}{\text{総面積(km}^2\text{)}}$	環境省 「大気汚染防止法施行状況」	全国データは28年度
面積1km ² 当たり特定事業場数（水質）	29	0.774	0.686		$\frac{\text{特定事業場数}}{\text{総面積(km}^2\text{)}}$	環境省 「水質汚染防止法等の施行状況」	全国データは28年度
面積1km ² 当たり特定事業場数（騒音）	29	0.739	0.539		$\frac{\text{特定事業場数}}{\text{総面積(km}^2\text{)}}$	環境省 「騒音規制法施行状況調査」	全国データは28年度
自然公園面積率（H29.3.31現在）	29	18.4	14.7	%	$\frac{\text{自然公園面積}}{\text{総面積}}$	環境省「自然公園面積」	

4 自然環境保全地域等の指定状況

(平成30年3月末現在)

区分	地域名	所在地	面積 (ha)	内 訳		指定年月日	特 質
				特別地区 (ha)	普通地区 (ha)		
自然環境保全地域	能郷白山	本巣市根尾能郷	656.45	656.45	-	S51.2.3	亜高山性植物及びブナのすぐれた天然林
	山中山	高山市荘川町	13.12	1.99	11.13	S51.2.3	植物の自生地、高層湿原のミズバ
	秋神	高山市朝日町	10.04	-	10.04	S51.2.3	シラカンバの自生地
	荻町	大野郡白川村	300.45	105.02	195.43	S51.2.3	ブナ、ミズナラを主体とするすぐれた天然林
	北の俣・水の平	飛騨市神岡町	363.52	(1.50) 305.44	58.08	S51.10.15	湿原植物の自生地、ブナ等のすぐれた天然林
	朝日添川	郡上市白鳥町	287.80	84.40	203.40	S51.10.15	トチノキ、サワグルミを主体とする溪畔林、日本海型のブナのすぐれた天然林
	時山	大垣市上石津町	160.80	(27.40) 27.40	133.40	S51.10.15	野生動物の生息地（ヒサマツミドリシジミ、キリシマミドリシジミ）
	関ホタルの川	関市	157.10	(0.80) 0.80	156.30	S51.10.15	野生動物の生息地（ゲンジボタル、カワニナ）
	椈の湖畔	中津川市上野	56.50	(0.70) 0.70	55.80	S51.10.15	ハナノキの自生地
	岩の子	本巣市根尾越波	182.41	79.78	102.63	S52.9.30	日本海型のブナのすぐれた天然林
	御前岳	高山市清見町 飛騨市河合町	406.79	406.79	-	S52.9.30	ブナを主体とする落葉広葉樹林と天然ヒノキ等の針葉樹もみられる温帯極相林
	内駒洞	関市板取	137.62	75.87	61.75	S52.9.30	日本海型ブナ林が大半を占める中にヒノキ、コウヤマキ林がみられるすぐれた天然林
	祖師野	下呂市金山町	34.90	0.87	34.03	S52.9.30	高樹齢かつ学術的価値を有するスギ、ヒノキ等の人工林、野生動物の生息地（ブッポウソウ）
	烏帽子岳	大垣市上石津町	21.24	(4.92) 4.92	16.32	S54.12.28	ホンシャクナゲ及びベニドウダンの自生地
	16地域	計	2,956.87	(80.20) 1,918.56	1,038.31		
	緑地環境保全地域	小倉山	美濃市	9.70	9.70	-	S48.3.31
鶴形山		美濃市	8.70	4.50	4.20	S48.3.31	照葉樹を主体とした良好な緑地
天瀑山		恵那市岩村町	68.20	10.50	57.70	S48.3.31	アカマツの大径木等の良好な緑地
南山丘陵		可児郡御嵩町	101.10	-	101.10	S48.3.31	アカマツを主体とした良好な緑地
千光寺		高山市丹生川町	37.95	20.35	17.60	S51.2.3	スギ、アカマツ、モミ、ケヤキ等の良好な緑地
荒城神社		高山市国府町	1.16	0.46	0.70	S52.9.30	スギを主体とした良好な緑地
久津八幡宮		下呂市萩原町	3.42	0.94	2.48	S52.9.30	スギ、ヒノキ、サワラ、シラカシ等の良好な緑地
水無神社		高山市一之宮町	10.35	4.02	6.33	S53.3.31	スギ、ヒノキの大径木の混交林を主体とした良好な緑地
日和田 小日和田		高山市高根町	4.65	1.13	3.52	S53.3.31	イチイを主体とした良好な緑地
禅昌寺		下呂市萩原町	5.28	2.06	3.22	S53.3.31	スギ、ヒノキの混交林を主体とした良好な緑地
大船神社		恵那市上矢作町	7.05	6.88	0.17	S54.3.30	老齢巨木のスギ林を主体とした良好な緑地
飯島		大野郡白川村	52.88	52.88	-	S55.5.23	日本海型のブナの原生林
西漆山		飛騨市神岡町	11.10	11.10	-	S55.5.23	ブナ、ミズナラその他温帯広葉樹の良好な緑地
諏訪神社		下呂市萩原町	0.99	0.86	0.13	S58.10.21	スギを主体とした良好な緑地
大山白山神社		加茂郡白川町	3.90	3.90	-	S59.11.6	スギ、ヒノキを主体とした良好な緑地
馬籠		中津川市	327.95	-	327.95	H17.2.25	クスギを主体とした良好な緑地
16地域	計	654.38	129.28	525.10			
32地域	合 計	3,611.25	(80.20) 2,047.84	1,563.41			

備考) 特別地区内の()内は、野生動植物保護地区で内数を示す。

5 自然公園の指定状況

(平成30年3月末現在)

区分	公園名	関係(県)市町村	公園の特性	面積(ha)	県土面積に対する比率(%)
国立公園	中部山岳	(岐阜、新潟、富山、長野) 高山市、飛騨市	標高3,000m級の山岳景観美、高山植物の群生	(174,323) 24,219	2.3
	白山	(岐阜、石川、富山、福井) 郡上市、白川村、高山市	白山を中心とする山岳景観美	(49,900) 14,017	1.3
国定公園	飛騨木曾川	(岐阜、愛知) 瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、可児市、下呂市、坂祝町、川辺町、七宗町、八百津町、御嵩町、白川町	木曾川、飛騨川沿いの奇岩、峡谷美	(18,074) 14,413	1.4
	揖斐関ヶ原養老	大垣市、本巣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、揖斐川町、池田町	東海自然歩道沿いの揖斐峡等の峡谷美、池田山、養老山系の自然美	20,219	1.9
計		4箇所		72,868	6.9
県立自然公園	千本松原	海津市	治水神社周辺の松並木及び水郷風景	42	0.0
	恵那峡	中津川市、恵那市	恵那峡を中心とする峡谷美	1,505	0.1
	胞山	中津川市、恵那市	高原、湖が一体となった自然景観美	5,027	0.5
	揖斐	揖斐川町	揖斐川上流の峡谷美	52,834	5.0
	奥飛騨数河流葉	飛騨市	高層湿原植物群落を中心とした自然景観美	2,959	0.3
	宇津江四十八滝	高山市	滝を中心とする景観美	800	0.1
	裏木曾	中津川市	御岳西側の森林峡谷美	11,654	1.1
	伊吹	大垣市、揖斐川町、池田町	伊吹山を中心とする景観美	5,450	0.5
	土岐三国山	土岐市	丘陵地帯からの展望景観美	1,516	0.1
	位山舟山	高山市、下呂市	位山、舟山を中心とする良好な自然美	2,656	0.3
	奥長良川	関市、美濃市、郡上市	長良川に沿った森林及び峡谷美	30,122	2.8
	野麦	高山市	野麦峠を中心とする自然景観美	428	0.0
	せせらぎ渓谷	高山市、下呂市	川上川・馬瀬川流域における渓谷美	1,318	0.1
	天生	飛騨市、白川村	原生林、渓谷を中心とした山岳景観	1,638	0.2
	御嶽山	高山市、下呂市	広大な原生林を持つ山岳景観	4,276	0.4
計		15箇所		122,224	11.5
自然公園合計		19箇所		195,093	18.4

備考) 面積欄中の()内は公園の全面積を示す。

6 岐阜県環境影響評価条例の対象事業

(平成30年3月末現在)

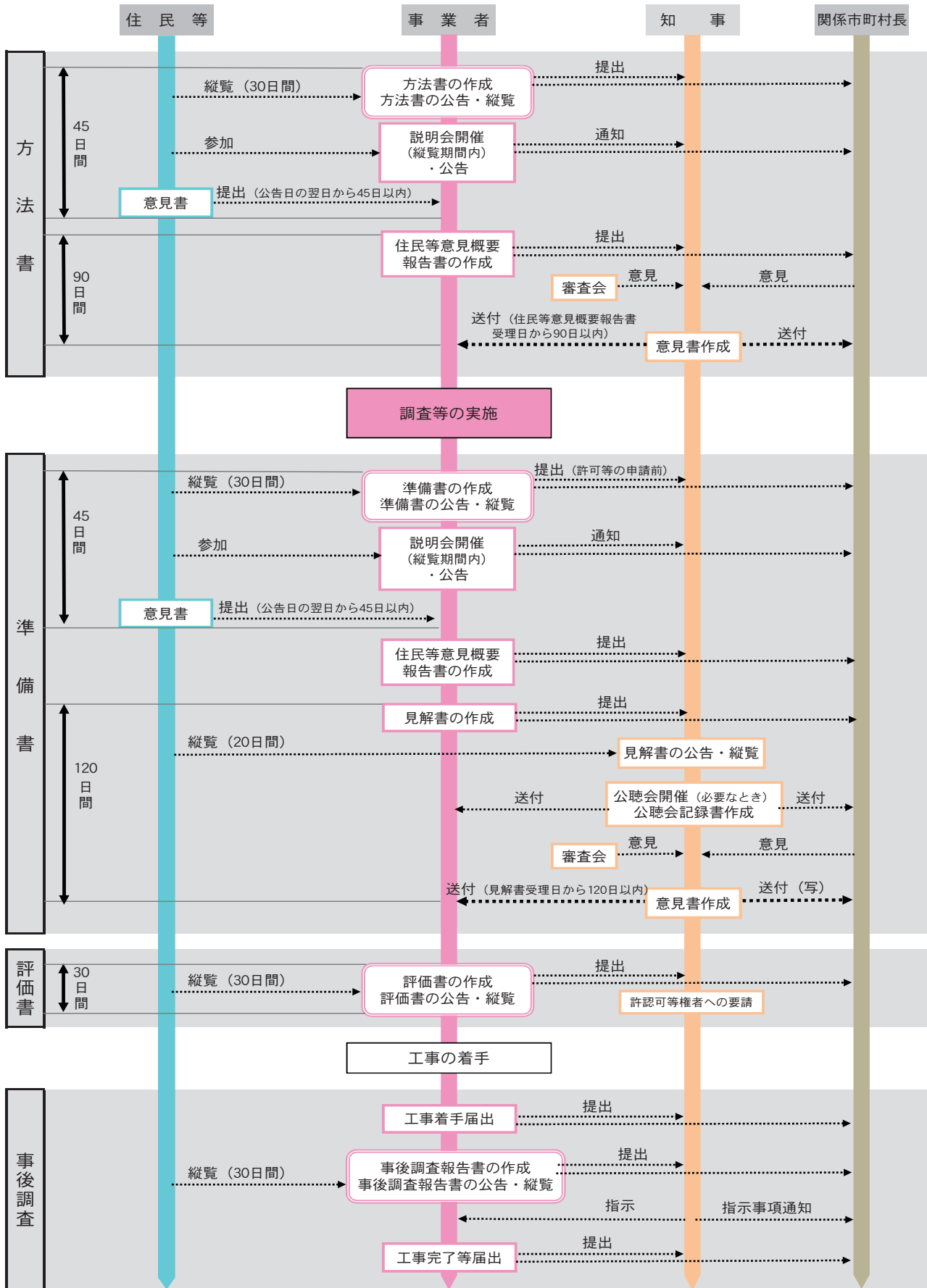
対象事業の種類	要件
1 土地開発事業 (2から6及び8、10、11に該当するものを除く。)	<p>① 一団の土地について行う区画形質の変更に関する事業(以下「土地開発事業」という。)の施行(②から⑤までに掲げる事業及び自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第6号の公園事業又は都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項の都市公園の造成事業に係る土地開発事業の施行を除く。)。施行する土地の区域(以下「施行区域」という。)の面積が20ヘクタール以上で、かつ、区画形質の変更を行う土地の面積が8ヘクタール以上のもの(標高1,500メートル以上の土地において施行する場合には、施行区域の面積が5ヘクタール以上のもの)。</p> <p>② 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)第2条第2項の流通業務団地造成事業の施行。施行区域の面積が40ヘクタール以上のもの。</p> <p>③ 工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項第3号イの工業団地を造成する事業の施行。施行区域の面積が40ヘクタール以上のもの。</p> <p>④ 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項の土地区画整理事業の施行。施行区域の面積が70ヘクタール以上のもの。</p> <p>⑤ 農用地(耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。)の造成事業の施行。施行区域内の最大の団地の面積が500ヘクタール以上のもの。</p>
2 道路の建設	道路法(昭和27年法律第180号)第3条第2号から第4号までに掲げる道路の新設又は改築。新設の場合、道路構造令(昭和45年政令第320号)第2条第5号に規定する車線(以下「車線」という。)の数が4以上で、かつ、その区間の長さが5キロメートル以上のもの。改築の場合、車線の数が4以上で、かつ、その区間の長さが5キロメートル以上のバイパスを設置するもの又は新たに車線の数を4以上に付加する拡幅で、かつ、その区間が5キロメートル以上のもの。
3 ダム又は放水路の建設	<p>① ダム(河川の流水を貯留し、又は取水するために設置するダムに限る。以下同じ。)の新設。湛水面積が75ヘクタール以上のもの。</p> <p>② 放水路(河川を分岐して新たに設けられる水路をいう。)の新設。土地改変面積が75ヘクタール以上のもの。</p>
4 堰の建設	取水堰(河川の水位を調節して、都市用水及びかんがい用水等を取水するための堰をいう。)の新築。湛水面積が75ヘクタール以上のもの。
5 鉄道又は軌道の建設	鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項の鉄道事業の用に供する鉄道(新幹線鉄道を除く。)又は軌道法(大正10年法律第76号)の適用を受ける軌道の建設又は改良。その区間の長さが7.5キロメートル以上のもの。
6 飛行場の建設	航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第75条第1項の陸上空港等又は自衛隊法(昭和29年法律第165号)第2条第1項の自衛隊が設置する陸上空港等の設置又は変更。設置の場合、滑走路の長さが1,875メートル以上のもの。変更の場合、1,875メートル以上の滑走路の増設又は375メートル以上の滑走路の延長(延長後の長さが1,875メートル以上となるものに限る。)

対象事業の種類	要件
7 廃棄物最終処分場の建設	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第8条第1項、第9条の3第1項又は第15条第1項の最終処分場の設置又は変更。設置の場合、廃棄物を埋め立てる区域（以下「埋立地」という。）の面積が5ヘクタール以上のもの。 変更の場合、埋立地の面積が5ヘクタール以上増加するもの。</p>
8 廃棄物処理施設の建設	<p>① 廃棄物処理法第8条第1項又は第9条の3第1項のごみ処理施設で焼却により処理する施設の設置又は変更。設置の場合、処理能力の合計が1日当たり100トン以上のもの。変更の場合、処理能力の合計が1日当たり100トン以上増加するもの。 ② 廃棄物処理法第15条第1項の産業廃棄物処理施設で焼却により処理する施設の設置又は変更。設置の場合、処理能力の合計が1日当たり100トン以上のもの。変更の場合、処理能力の合計が1日当たり100トン以上増加するもの。</p>
9 工場又は事業場の建設	<p>製造業（物品の加工修理工業を含む。）、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業の用に供するための工場又は事業場（以下「工場等」という。）の新設又は変更。新設の場合、工場等で1時間当たり使用する燃料の量（発熱量39.1メガジュールに相当する当該燃料の量が重油1リットルに相当するものとして、重油の量に換算した量（以下「燃料使用量」という。）が4キロリットル以上のもの又は平均的な排出水量が1日当たり5,000立方メートル以上の工場等を設けるもの。変更の場合、燃料使用量が1時間あたり4キロリットル以上又は平均的な排出水量が1日当たり5,000立方メートル以上増加するもの。</p>
10 電気工作物の建設	<p>① 水力発電所（水力による発電のために必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の施設の総体をいう。）の建設。出力の合計が1万キロワット以上のもの。 ② 風力発電所の設置又は変更。新設の場合、出力が1,500キロワット以上のもの。変更の場合、発電設備の新設を伴い、出力が1,500キロワット以上増加するもの。 ③ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第1条第8号の電線路（発電所、変電所その他これらに類する施設を除き、かつ、架空のものに限る。）の設置。電圧が25万ボルト以上のもの。</p>
11 高層工作物又は高層建築物の建設	<p>① 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号の建築物（都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域（以下「商業地域」という。）に建築するものを除く。）の建築。接する地盤からの高さが50メートル以上のもの。 ② 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138号の工作物（商業地域に建築するもの又は仮設のもの（設置期間が3年を超えず、かつ、当該工作物の構造が容易に移転し、又は除去することができるものに限る。）を除く。）の建設。接する地盤からの高さが50メートル以上のもの。</p>

注) これらの事業が環境影響評価法の対象事業であるときは、条例は適用されない。

7 岐阜県環境影響評価条例の手続きフロー

(平成 24 年 12 月 26 日改正、平成 25 年 4 月 1 日施行)



8 環境影響評価の実施状況

(平成30年3月末現在)

(1) 岐阜県環境影響評価条例

①環境影響評価方法書

No.	公告年月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成26年10月	500kV東京中部間連系変換所分岐線（仮称）新設（500kV飛騨分岐線新設）
2	平成27年4月	中山鉱山周辺土地利用促進事業
3	平成28年4月	500kV恵那分岐線（仮称）新設

※ 平成25年度以降に提出されたものを抜粋

②環境影響評価準備書

No.	公告年月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成28年8月	500kV飛騨分岐線新設
2	平成28年9月	中山鉱山周辺土地利用促進事業

※ 平成25年度以降に提出されたものを抜粋

③環境影響評価書

No.	公告年月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成29年3月	中山鉱山周辺土地利用促進事業
2	平成29年4月	500kV飛騨分岐線新設

※ 平成25年度以降に提出されたものを抜粋

(2) 環境影響評価法

①計画段階環境配慮書

No.	公告年月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成29年11月	(仮称) 米原風力発電事業

※ 平成25年度以降に提出されたものを抜粋

②環境影響評価準備書

No.	公告年月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成25年9月	中央新幹線(東京都・名古屋市間)

※ 平成25年度以降に提出されたものを抜粋

③環境影響評価書

No.	公告年月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成26年4月	国道19号瑞浪恵那道路
2	平成26年8月	中央新幹線(東京都・名古屋市間)

※ 平成25年度以降に提出されたものを抜粋

9 公害防止管理者等の設置を必要とする工場

(平成30年3月末現在)

区分	特定工場		特定工場が設置すべき公害防止管理者等		
	特定工場	特定工場の規模	公害防止管理者の種類	公害防止統括者	公害防止主任管理者
大気関係	有害物質を発生する施設を設置している工場	排出ガス量 4万m ³ N/時以上	大気関係第1種 公害防止管理者	常時使用する従業員が 21人以上の 工場に設置	排出ガス量 4万m ³ N/ 時以上で かつ排出水 量1万m ³ / 日以上 の工場に設置
		排出ガス量 4万m ³ N/時未満	大気関係第2種 公害防止管理者		
	上記以外の工場 排出ガス量 1万m ³ N/時 以上の工場	排出ガス量 4万m ³ N/時以上	大気関係第3種 公害防止管理者		
		排出ガス量 4万m ³ N/時未満	大気関係第4種 公害防止管理者		
水質関係	有害物質を発生する施設を設置している工場	排出水量 1万m ³ /日以上	水質関係第1種 公害防止管理者		
		排出水量 1万m ³ /日未満	水質関係第2種 公害防止管理者		
	上記以外の工場 排出水量 1千m ³ /日以上 の工場	排出水量 1万m ³ /日以上	水質関係第3種 公害防止管理者		
		排出水量 1万m ³ /日未満	水質関係第4種 公害防止管理者		
騒音・振動関係	騒音規制法に基づく指定地域において機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のもの）又は鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマー）を設置している工場若しくは振動規制法に基づく指定地域において液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2,941キロニュートン以上のもの）、機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のもの）又は鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマー）を設置している工場		騒音・振動関係 公害防止管理者		
一般粉じん関係	大気汚染防止法の対象となる一般粉じん発生施設を設置している工場		一般粉じん関係 公害防止管理者		
特定粉じん関係	大気汚染防止法の対象となる特定粉じん(石綿)発生施設を設置している工場		特定粉じん関係 公害防止管理者		
ダイオキシン類関係	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第1号から第4号まで及び別表第2第1号から第12号までに掲げる施設を設置する工場		ダイオキシン類関係 公害防止管理者		

10 平成29年度公害苦情件数の状況

発生源	種類	典型7公害							廃棄物投棄	その他	合計	
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭				合計
農業		6	3	0	0	0	0	5	14	1	1	16
林業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
漁業		0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1
鉱業		2	1	0	1	0	0	0	4	0	0	4
建設業		16	6	1	55	9	0	6	93	3	1	97
製造業		19	21	0	39	2	0	17	98	1	2	101
電気・ガス・熱供給・水道業		0	1	0	3	0	0	1	5	0	0	5
情報通信業		0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
運輸業		2	7	0	4	0	0	3	16	1	1	18
卸売・小売業		5	4	1	6	0	0	1	17	1	1	19
金融・保険業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産業		0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	2
飲食店・宿泊業		3	11	0	10	0	0	5	29	0	0	29
医療・福祉		0	1	0	3	0	0	0	4	0	0	4
教育・学習支援業		0	2	0	0	0	0	0	2	0	1	3
複合サービス事業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
サービス業		6	16	0	19	0	0	10	51	1	0	52
公務		1	1	0	1	0	0	0	3	0	0	3
分類不能の産業		7	4	0	2	1	0	5	19	1	1	21
産業関係合計		67	80	2	146	12	0	53	360	9	8	377
その他（産業以外）		192	110	0	51	2	0	132	487	323	306	1,116
合計		259	190	2	197	14	0	185	847	332	314	1,493

11 大気汚染、水質汚濁、騒音及び土壌の汚染に係る環境基準等

(平成30年3月末現在)

(1) 大気汚染に係る環境基準

項目	環境基準	評価	
		短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1日平均値につき0.04ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ、1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	—	1日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1日平均値につき10ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ、1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1日平均値につき0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続せず、かつ、1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	—
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	—	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値の年間98パーセントイル値が35μg/m ³ 以下であること。

(2) 有害大気汚染物質に係る環境基準及び指針値

項目	環境基準	項目	指針値
ベンゼン	1年平均値が3μg/m ³ 以下であること。	アクリロニトリル	1年平均値が2μg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が200μg/m ³ 以下であること。	塩化ビニルモノマー	1年平均値が10μg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が200μg/m ³ 以下であること。	水銀及びその化合物	1年平均値が0.04μgHg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が150μg/m ³ 以下であること。	ニッケル化合物	1年平均値が0.025μgNi/m ³ 以下であること。
		クロロホルム	1年平均値が18μg/m ³ 以下であること。
		1,2-ジクロロエタン	1年平均値が1.6μg/m ³ 以下であること。
		1,3-ブタジエン	1年平均値が2.5μg/m ³ 以下であること。
		ヒ素及びその化合物	1年平均値が6ngAs/m ³ 以下であること。
		マンガン及びその化合物	1年平均値が0.14μgMn/m ³ 以下であること。